

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦
編集者/教育・広報部

「乗務員の業務等の見直し」に関する解明申し入れを行う

JR 東日本労働組合は9月15日、経営側より「乗務員の業務等の見直しについて」の提案を受けました。また乗務員の多様な働き方の効率性の実現を目的として、乗務員勤務制度の見直しが行われています。今回の提案された内容は、技術革新や業務内容の変化を踏まえ、今後これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を実現するために安全・安定輸送を確保しつつ、働きやすさの向上を図りながら見直すとしています。今回の見直しで、働きやすさの向上へと繋がるのか、多くの疑問と不安の声が寄せられています。「ゆとり」ある労働時間こそが、安全・安定輸送を実現できる根拠と考えます。下記の通り申し入れを行いました。

《申し入れ項目》

1. 出勤予備者の基本となる労働時間数を7時間10分とした根拠を明らかにすること。
2. 提案において「一部職場で労働時間調整のために短い拘束時間の出勤予備」があったとしているが、横浜支社管内の職場において実在するのか明らかにすること。
3. 「早目出場の見直し」において、列車到着前まで乗継箇所に出場としているが、説明ではその本質は変わらないとしている根拠を明らかにすること。
4. 「列車監視の廃止」に伴い、エンド交換時に車掌が行う車両の状態に注視する箇所を明らかにすること。
5. 「列車監視の廃止」に伴い、車掌に対して必要な教育をするとあるが、教育内容と期間を明らかにすること。
6. 「入区点検の在姿状態確認」とは何かを明らかにすること。
7. 「入区点検の見直し」において、在姿状態確認を無くした根拠を明らかにすること。
8. 点呼箇所と休養空間の移動時間を一部労働時間としたこれまでの経緯を明らかにすること。
9. 点呼箇所と休養空間の移動時間を一部労働時間として取り扱わないとした根拠を明らかにすること。
10. 起床点呼時刻が遅くなる場合があるとした根拠を明らかにすること。
11. 起床点呼時刻が遅くなる場合があり、働きやすさの向上が期待できるとした根拠を明らかにすること。
12. 起床点呼後に業務指示のない5分間の労働時間（付加時間）を計上した根拠を明らかにすること。
13. 起床点呼後の業務指示のない5分間の労働時間として計上することを見直すとした根拠を明らかにすること。
14. 乗務準備に必要な時間がこれまでと同じであれば、起床点呼時刻が5分遅くなり、睡眠を目的とする乗務の中断時間の確保に繋がるため働きやすさが向上するとした根拠を明らかにすること。
15. 現在、帰着点呼を行っている根拠を明らかにすること。
16. 終了点呼において乗務内容の報告を行うことで作業の見直しを図れるとした根拠を明らかにすること。
17. 帰着点呼の内容を、終了点呼に含むことで重複している作業の見直しをする根拠を明らかにすること。
18. 運転士による始発列車のドア扱い等の取り扱いを拡大した根拠を明らかにすること。
19. グループ会社社員による出区の取り扱いについての考え方を明らかにすること。
20. 「始発列車の行先設定」についての考え方を明らかにすること。
21. 「始発列車の案内設定」についての考え方を明らかにすること。
22. 各運輸区、営業所において、会社提案における「準備時間」「折返し時間」「整理時間」見直しについての考え方を明らかにすること。
23. 施策は線区や列車種別、編成両数によって扱いが変わるのか考え方を明らかにすること。
24. その他、労働時間について必要に応じて算定することについて考え方を明らかにすること。
25. 施策変更に伴い労働組合に対して準備時間一覧表を提示すること。

不明点について団体交渉で明らかにしていきます!!